

和歌山県景観条例等検討委員会設置要綱

(目 的)

第1 和歌山県景観条例（仮称）及び景観計画（以下「景観条例等」という。）の策定に向けて幅広く意見を聴取し、検討することを目的に、「和歌山県景観条例等検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(構 成)

第2 委員会は、景観条例等の検討にあたり、関係する各分野において見識と経験を有する者の内から知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、各年度末までとする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3 委員会には委員長及び副委員長を置くことができる。委員長は委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、あらかじめ委員長が委員の中から指名し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4 委員会の会議は、知事が招集し、委員長が主宰する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5 委員会の庶務は、都市政策課において処理する。

(適用期間)

第6 この要綱の適用期間は、平成19年5月29日から平成21年3月31日までとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。